

# 労組 掲示板

掲示期間

12/2 (水) ~12/14 (月)

2015年12月1日発行/No.86

ユーコープ労働組合書記局 神奈川県横浜市中区太田町6-84-2 TEL 045-319-4891 FAX 045-319-4893

## 2016年度からエスパート職員に一時金支給

### 2015年秋闘交渉妥結 11/28

2015年秋闘の第4回団体交渉が11月28日夕方4時から横浜市内で開催され、同日開催した中央委員会で決定した「最終交渉妥結基準」に合致すると判断できる回答を理事会側がおこなったため、労組側交渉団は交渉妥結を表明しました。第4回団交には労組側から42人が参加しました。第1回から第3回の団交には、合わせて191人が参加しました。別途おこなわれた福祉専任職員交渉には14人が参加しました。



42人が参加した2015年秋闘第4回団体交渉(11/28)

#### ■2015年秋闘の主な妥結内容(詳細は『さんらいず』12月号に掲載予定)

- 冬季一時金** ◇正規職員=0.1カ月上乗せし、1.1カ月 ◇パート職員=0.05カ月上乗せし、0.15カ月  
◇パート店長=0.05カ月上乗せし、0.6カ月 ◇福祉専任職員=0.05カ月と1万円を上乗せし、0.55カ月+1万円  
◇一時金制度のない職員(エスパート、シニアアルバイトなど)=3000円の特別手当を支給(1月度支給)

**※正規職員一時金3.4ヶ月への回復を中期経営計画に明記。「パート処遇改善は絶対やっていくべき課題」と明言**

- \*理事会「パート職員定年延長の必要性は認識」。来年度上期中に結論を出し、2017年度から延長予定
- \*エスパート職員に2016年度から賞与制度(一時金制度)を導入
- \*一般アルバイト シニアアルバイトについて、定期健康診断受診(任意)を2016年度から可能とする
- \*パート職員休職期間上限を上げる(一般パート3ヵ月⇒1年、キャリアパート1年⇒1年6ヵ月)

#### ◎不払い・サービス労働の根絶 団体交渉では、あらためて下記の認識で一致

\*不払い労働の原因の一つに「36協定遵守の一面的強調と受け取られる実態」があり、そのことが「36協定の上限時間を超える残業を隠す」ことにつながる場合がある。 \*優先順位は、①不払い労働の根絶、②長時間・過重労働の把握と是正、③36協定の遵守。36協定を守ろうとする余り表面上の数字のつじつまをあわせ不払い労働と過重労働を隠すのは本末転倒。 \*理事会は、申請の有無に関わらず働いた分は全て残業として容認し、残業代はすべてを支払うことを徹底する。